

令和 6 年度補正予算(第 1 号)案の概要

[2月市議会定例会]

◎一般会計

補正予算額	1, 061, 445 千円	予算累計額	47, 495, 445 千円
-------	----------------	-------	-----------------

〈補正内容〉

○職員給与等支給業務 [所管：人事課]

(予算書事業名：人事管理経費)

1,012 千円

デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえた令和6年度の税制改正を受けて実施される所得税・住民税の定額減税について、令和6年6月以降に支給する職員給与に反映させるため、システムのプログラム修正に要する経費を補正するもの

〈積算内容〉

	所要額	現計額	補正額
プログラム修正等委託料	2,117	－ 1,105	＝ 1,012 千円

○能登半島地震被災地支援事業 [所管：危機管理課]

(予算書事業名：能登半島地震被災地支援事業)

3,164 千円

令和6年能登半島地震により被災された地域および住民を支援するため、人的支援(職員派遣)および被災者受入れに要する経費を補正するもの

〈積算内容〉

	所要額	現計額	補正額
普通旅費	1,400	－ 0	＝ 1,400 千円
消耗品費	600	－ 0	＝ 600 千円
燃料費	60	－ 0	＝ 60 千円
使用料及び賃借料	1,104	－ 0	＝ 1,104 千円
計			3,164 千円

○市民税(個人)賦課事務事業 [所管：税務課]

(予算書事業名：賦課徴収経費)

3,080 千円

デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえた令和6年度の税制改正を受けて実施される個人住民税の定額減税に対応するため必要となる経費を補正するもの

<積算内容>

	所要額		現計額		補正額
システム変更委託料	3,080	－	0	=	3,080 千円

○低所得者支援および定額減税補足給付金支給事業 [所管：臨時特別給付金室]

(予算書事業名：低所得者支援および定額減税補足給付金支給事業)

1,054,189 千円

デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、国において低所得者支援および定額減税を補足する給付として定額減税の実施と併せて実施するとされた一連の給付金のうち、新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯および新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯への給付、これらの給付の対象となる世帯のうち低所得者の子育て世帯への加算ならびに令和6年度定額減税について控除しきれないと見込まれる方への給付に係る経費の補正を行うもので、全額国庫支出金をもって賄うもの

1 国における予算の取扱い

令和5年度予備費(令和5年12月22日閣議決定)

2 本補正予算で実施する給付金の内訳

(1) 新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯への給付

ア 給付対象者

令和6年度住民税均等割が課せられていない者のみで構成される世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金の受給世帯を除く。)の世帯主

イ 給付額

1世帯当たり10万円

ウ 基準日

令和6年6月3日

(2) 新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯への給付

ア 給付対象者

令和6年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(令和5年度住民税均等割非課税世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金の受給世帯を除く。)の世帯主

イ 給付額

1世帯当たり 10万円

ウ 基準日

令和6年6月3日

(3) 低所得者の子育て世帯への加算

ア 給付対象者

(1)アまたは(2)アの給付対象者のうち18歳以下の児童がいる世帯の世帯主

イ 給付額

児童1人当たり 5万円

ウ 基準日

令和6年6月3日

(4) 令和6年度定額減税について控除しきれないと見込まれる方への給付(調整給付)

実施主体は、定額減税措置との連続性を踏まえ、令和6年度個人住民税の課税団体とし、実施主体の決定日は、個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日とする。

ア 給付対象者

定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基にした令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る(減税しきれない)者

(ア) 定額減税可能額

a 所得税分 3万円 × 減税対象人数

b 個人住民税所得割分 1万円 × 減税対象人数

(イ) 減税対象人数

納税義務者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の数

※ 納税義務者本人については、合計所得金額1,805万円(給与収入2,000万円相当)以下の者に限る。

※ 同一生計配偶者については、海外居住者を除く。

※ 扶養親族については、16歳未満扶養親族を含む。ただし、海外居住者を除く。

イ 給付額

ア(ア) a と令和6年分推計所得税額との差額およびア(ア) b と令和6年度分個人住民税所得割額との差額の合算額(1万円単位で切上げ。)

※ 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額の確定後に給付額に不足があることが判明した場合は、追加給付を行う。

ウ 基準日

令和6年6月3日

3 対象世帯数等

- (1) 新たに令和6年度住民税均等割非課税となる世帯への給付
3,000世帯(概算)

- (2) 新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯への給付
900世帯(概算)
- (3) 低所得者の子育て世帯への加算
700人(概算)
- (4) 令和6年度定額減税について控除しきれないと見込まれる方への給付(調整給付)
21,100人(概算)

4 支給方法

申請方式またはプッシュ型(原則として、確認書等の返送は不要。)

5 スケジュール(予定)

令和6年6月～7月 給付対象者の抽出 ※令和6年度課税情報から給付対象者を確認
 令和6年7月下旬～ 給付対象者への確認書等の発送
 令和6年8月～ 申請受付開始
 令和6年8月～9月 口座情報等入力
 令和6年10月～12月 振込
 令和7年1月～3月 勸奨通知等の発送および振込

<積算内容>

	所要額	現計額	補正額
給料	4,998	0	4,998千円
職員手当等	2,509	0	2,509千円
共済費	1,275	0	1,275千円
消耗品費	1,023	0	1,023千円
印刷製本費	218	0	218千円
通信運搬費	9,505	0	9,505千円
手数料	4,400	0	4,400千円
システム開発委託料	19,807	0	19,807千円
コールセンター等委託料	7,259	0	7,259千円
使用料及び賃借料	1,270	0	1,270千円
低所得者支援給付金(住民税均等割非課税世帯分)	300,000	0	300,000千円
低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)	90,000	0	90,000千円
低所得者支援給付金(低所得者子育て世帯加算分)	35,000	0	35,000千円
定額減税補足給付金	576,925	0	576,925千円
計			1,054,189千円

○令和6年度末財政調整基金残高見込み [所管：財政課]

<積算>

1 令和5年度第10号補正予算案を含めた令和5年度末財政調整基金残高見込み

令和4年度末現在高	3,160,577千円
令和5年度積立額(既決)	1,200,173千円
令和5年度取崩額(既決)	△2,297,643千円
令和5年度第10号補正額(積立額)	△111千円
令和5年度第10号補正額(取崩し取りやめ額)	1,005,982千円
計(令和5年度末財政調整基金残高見込み)	3,068,978千円

2 上記1を令和5年度末財政調整基金残高見込みとした場合における令和6年度末財政調整基金残高見込み

令和5年度末財政調整基金残高見込み	3,068,978千円
令和6年度当初予算額(積立額)	166千円
令和6年度当初予算額(取崩し額)	△2,063,107千円
今回補正額(取崩し額)	△7,256千円
計	998,781千円